

船橋市運動公園及び法典公園における事務委任区分に関する確認書

令和2年3月31日

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市教育委員会教育長 松 本 文 化

市長と船橋市教育委員会教育長は、船橋市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則（令和2年船橋市規則第12号）に基づき、同規則第2条第17号及び第18号に規定する市長と船橋市教育委員会が協議して定める施設の事務委任区分について、次のとおり定める。

1 市長と船橋市教育委員会が協議して定める施設とは、無料公園施設、その他施設をいい、定義は次のとおりとする。

(1) 無料公園施設 本確認書の別表に定める施設

(2) その他施設 本確認書の別表に定める施設

2 無料公園施設及びその他施設の事務委任区分について、船橋市運動公園に係るものを別表1、法典公園に係るものを別表2に定める。

別表1 船橋市運動公園

施設		管理者
無料公園施設	大人自由広場	市長
	子供運動広場	
	遊戯広場	
	花木苑	
	菖蒲の郷	
	展望台	
	苑地	
	池	
	自由運動広場	教育委員会
	ディスクゴルフコース	
	テニス壁打ち	
	ストリートバスケット	
	ホタルの里	
その他施設	更衣室・トイレ	市長
	植栽・緑地	
	園路	
	その他工作物	
	管理事務所	教育委員会

別表2 法典公園

施設		管理者
無料公園施設	子供遊び広場	市長
	芝生広場	
	多目的広場	教育委員会
	壁打ちコート	
その他施設	トイレ	市長
	植栽・緑地	
	園路	
	その他工作物	
	管理棟	教育委員会